平成２２年（フ）第６９０６号
東京都葛飾区東金町２丁目23―１―802
債務者　山崎　　貞
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９０８号
東京都板橋区常盤台３丁目26―３
債務者　中山　一之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９１０号
神奈川県平塚市上平塚５―56　ビューラー平塚Ｃ201
債務者　正林　寛崇
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９１１号
東京都練馬区石神井町７丁目２―９―205
債務者　福井登美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９２９号
千葉県柏市東柏１丁目９―12
債務者　藤川真紀子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３０号
神奈川県平塚市東真土１丁目５―27
債務者　曽我　秀一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３３号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺１丁目４―10―103
債務者　佐々木一男
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５０号
埼玉県川越市大字砂久保37―24
債務者　奥田　美佐（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５８号
東京都品川区中延２丁目５―15―１Ｆ
債務者　犬塚　秀貴
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９７２号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目３―７―23
債務者　大堂えりか
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９７３号
神奈川県川崎市川崎区日ノ出１丁目13―16―305
債務者　藤原　利則
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９７５号
千葉県八千代市八千代台東３丁目３―27―202
債務者　遠藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９７７号
東京都杉並区井草４丁目３―18
債務者　岩田　博巳
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９７９号
東京都練馬区関町北２丁目９―８―103
債務者　中井　正清
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９８０号
東京都杉並区今川４丁目15―19
債務者　永田多惠子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９８１号
東京都青梅市東青梅３丁目６―２―203
債務者　増川マリーサこと　マスカワ　マリーサ　サントス
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部